



ふじもとともこ
藤本智子

にほんきょうざんとうつしぎだん
日本共産党津市議団

実効ある条例にするため報酬下限額の設定を

問 公契約条例が提案されたことは歓迎するが、労働報酬下限額の設定が先送りとなっている。

この条例を実効あるものにするには、労働報酬下限額の早期設定が求められる。

提案者である市長の任期中に設定すべきではないか。

また、適用される業種を拡大し、ひとり親方や指定管理者制度の下で働く労働者も対象にすべきではないか。

答 労働報酬下限額の設定に当たっては、労使双方から理解される制度とするため、条例に一定の期限を定め、労働者の賃金に対する有効性や事業者等に対する事務負担等について、労働者団体や事業者団体の代表者等から意見を聞くなど、しっかりと検討することとしている。

この検討期間の中で、労働報酬下限額の試行運用や、労使双方の見解および有識者の意見を取り入れるなどし、早期設定を目指して取り組んでいく。

また、対象となる契約が広範囲に及ぶと発注者、受注者双方の負担が増大するため、まずは建設工事や人的経費の割合が高い業務委託を対象とし、ひとり親方や指定管理者は対象としていないが、今後は審議会に諮るなど範囲の拡大も検討していく。

●その他の質疑・質問●

- 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の活用拡大を
- 国保広域化による保険料の見通しを明らかに
- 介護保険事業計画(案)は
 - 地域包括支援センターの増設
 - 特養の増設は、待機者数との関係で適切か。多床室の設置を
 - 保険料算定段階の細分化を
 - 市民の声を計画に反映せよ
- 合併20事業の進捗は など



▲特養に入所者負担額の少ない多床室(相部屋)の増設を



ふくたけいいち
福田慶一

しみん
市民クラブ

合併特例債の発行延長に係る考えは

問 合併特例債は、市町村合併に伴う事業の財源に活用され、返済額の7割を国が負担するという制度である。

発行期限が当初から5年延長となり平成32年度までとなったものの、整備の必要な事業もまだ多く残っているとの判断から、再延長を求めているものと思うが、現在の適用事業の状況と再延長となった場合の考えは。

答 再延長については、津市を含む11市の市長が発起人となり「合併特例債の再延長を求める首長会」を立ち上げ、総務大臣等へ直接要望を行い、並行して、三重県に対しても県政要望の中に掲げるとともに知事に直接要望を行ったところである。平成29年度末までの発行見込み額は約487億円で、平成32年度までの3年間でさらに約88億円の発行を予定しており、その内容は(仮称)津市久居ホール整備事業などを含む久居駅周辺整備事業や学校の大規模改修、消防署の整備、こども園整備事業などである。再延長となった場合は、引き続き、学校の大規模改修、消防署の整備、こども園整備事業の財源として活用するとともに、道路整備事業に充てることも可能であると見込んでいる。

●その他の質疑・質問●

- 被害被災者の早期生活再建について
- ヘリサインの整備について
- 社会福祉協議会の運営について
- 孤立死対策について
- 子どものSNSとの付き合い方について
- 高齢者等へのごみ出し支援について
- 公文書の管理について



▲合併特例債を活用する(仮称)津市久居ホール整備事業